

生駒市訓令甲第3号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、部長及び福祉事務所長」を「及び部長」に改め、同条第8号中「市長事務部局の次長」の次に「、福祉事務所長」を加え、同条第13号中「都市計画課学研推進室長」を「秘書課市政50周年事業室長、商工観光課観光振興室長、都市計画課学研推進室長」に改める。

第5条第1項第1号中「秘書企画課長」を「企画政策課長」に改め、同項第9号中「総務課長」を「ICTイノベーション推進課長」に改め、同項第11号中「環境モデル都市推進課長」を「SDGs推進課長」に改め、同条第2項の表中「財政経営課主幹(所管主幹に限る。以下この表において同じ。)」及び「財政経営課主幹」を「財政課主幹」に、「財政経営課課長補佐」を「財政課課長補佐」に、「財政経営課長」を「財政課長」に改め、同条第3項中「財政経営課長」を「財政課長」に改める。

第13条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号を1号ずつ繰り上げる。

第14条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 情報化施策の調査及び企画に関すること。

第19条の見出し及び同条中「秘書企画課長」を「秘書課長」に改め、同条第3号を削る。

第20条を次のように改める。

(企画政策課長の専決事項)

第20条 企画政策課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易な市行政施策の調整に関する事。

第21条に次の1号を加える。

(3) 市政全般に係る市内外の関係者との連絡調整に関する事。

第25条第16号を削る。

第30条(見出しを含む。)中「財政経営課長」を「財政課長」に改める。

第32条の2の見出し及び同条中「いこまの魅力創造課長」を「ICTイノベーション推進課長」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 情報システムの運用管理に関する事。

第33条(見出しを含む。)中「環境モデル都市推進課長」を「SDGs推進課長」に改める。

別表の5の表中「賃金」を削り、同表備考第5項を削る。

(生駒市法令審査委員会規程の一部改正)

第2条 生駒市法令審査委員会規程(昭和52年11月生駒市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号を次のように改める。

(1) 企画政策課長

第2条第4項第3号を次のように改める。

(3) 財政課長

(生駒市職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 生駒市職員被服貸与規程(昭和46年4月生駒市訓令甲第5号)の一部

を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「環境モデル都市推進課」を「SDGs推進課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。